



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ2011 推進ニュース

— 介護ウェーブの “Big Wave” をおこそう! —

方針「今後の介護ウェーブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう!

「介護保険法改正案」本日、衆議院厚生労働委員会で採決の見通し 第4次国会行動で拙速な審議で採決に持ち込まず十分な審議を行うよう要請

「介護保険法改正案」（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）の衆議院厚生労働委員会で審議が大詰めをむかえており、本日、委員会採択が行われる見通しです。

5月24日は、大森彌氏（東京大学名誉教授、社会保障審議会会長、社会保障審議会介護給付費分科会分科会長）、佐藤美穂子氏（日本訪問看護振興財団常務理事）、木村隆次氏（日本介護支援専門員協会会長）、田原聖子氏（東京介護福祉労働組合書記長）、服部万里子氏（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授）の5名から参考人質疑が行われ、法律案の様々な問題点等が指摘されました。5月25日は5時間の審議が行われ、質疑の中で、「介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする」法律案は、今後、法律ではなく厚生労働省令で「等」の範囲をなし崩し的に拡大していきることや、介護保険料の上昇を緩和する「財政安定化基金の取り崩し」は、一般財源から拠出している国と都道府県の拠出分は取り崩しの対象とはしないこと等の問題点が明らかになりました。本日の委員会は、午前10時から2時間の審議で採択が行われる見通しで、早くても来週には参議院に送られようとしており、たった10時間の審議で多くの高齢者の生活を守らなければならない法律が衆議院を通過しようとしています。厚生労働委員会の審議の様子は、「衆議院インターネット中継 (<http://www.shugiintv.go.jp/>)」で視聴することができますので、引き続き各議員の主張を全国各地からも確認し、地元選出の国会議員にも働きかけていくことが重要です。

第4次「介護ウェーブ緊急国会行動」に15名が参加—27名の議員に陳情



「介護ウェーブ緊急国会行動」の第4次（5月26日）は、6県連から関係者も含め15名が参加し、衆議院厚生労働委員27名を訪問して十分な審議を行うよう要請しました。激励に訪れた田村智子議員（参議院議員・日本共産党）は、民主党、自民党、公明党等で27日の衆議院厚生労働委員会で採決を行うことが合意されており、6月2日に衆議院本会議を経て参議院に送られ、遅くとも6月7日から参議院厚生労働委員会で審議が開始される見通しを明らかにしました。また、要支援者の給付の切り下げをはかる「介護予防・日常生活支援総合事業」について、厚労省の説明では、新事業か現行の予防サービスかは、利用者が選択できると説明をしていたが、衆議院厚生労働委員会で大塚厚労副大臣が市町村が決めると答弁していたことにふれ、「どのような基準で選択しているのか、利用者も市町村も混乱が生じる。（介護給付費を抑える）安上がりの方角にもっていかようとしているのが明かである」と、市町村に責任を押しつけようとしている問題点等を指摘しました。さらに、多くの国民に知らされずに様々な問題がある法律案が通されようとしている状況に対し、「全国で多くの市民、利用者・家族、国会議員、地方議員などに問題を知らせ、引き続き徹底的な審議を求める運動を起こしていこう」と呼びかけました。この日は、全国の利用者・家族などの想いが詰まった署名29,505筆（累計44,505筆を提出）を田村議員に託しました。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp